

花巻市公告第2号

平成22年2月22日

花巻市長 大石 満雄

市有財産売払公告

1 売払物件（土地）の概要

花巻市

物件番号	所在地番	地目	地積	用途地域	建蔽率 容積率	売却価格
1	双葉町22番1	宅地	199.31 m ² (60.29 坪)	商業地域	80% 400%	10,710,000 円
2	上小舟渡48番2	宅地	1,015.66 m ² (307.23 坪)	工業地域	60% 200%	12,690,000 円
3	城内135番	宅地	330.57 m ² (99.99 坪)	準工業地域	60% 200%	8,580,000 円
4	西宮野目第6地割 354番(A) ※	宅地	418.12 m ² (126.48 坪)	第一種中高層住居 専用地域	60% 200%	4,980,000 円
5	西宮野目第6地割 354番(B) ※	宅地	440.49 m ² (133.24 坪)	第一種中高層住居 専用地域	60% 200%	4,440,000 円
6	石鳥谷町好地第3地割 207番5	宅地	589.55 m ² (178.33 坪)	第一種中高層住居 専用地域	60% 200%	4,620,000 円
7	諏訪町二丁目1番30	宅地	266.85 m ² (80.72 坪)	準工業地域	60% 200%	6,130,000 円
8	東和町土沢6区7番	宅地	257.86 m ² (78.00 坪)	第一種住居地域	60% 200%	5,270,000 円
41	石鳥谷町好地第4地割 80番41	宅地	273.50 m ² (82.73 坪)	第一種住居地域	60% 200%	5,030,000 円
42	石鳥谷町好地第4地割 80番42	宅地	273.35 m ² (82.68 坪)	第一種住居地域	60% 200%	4,850,000 円

※落札者確定後に分筆する予定です。

2 売払方法

随時公募（先着順）により売払います。

3 売払条件等

別途定める「市有財産売払募集要領（随時公募）」等（以下「要領等」という。）によります。

※「要領等」は、花巻市役所本庁の総務部契約管財課及び各総合支所の総務管財係にて配布します。

4 申込資格

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、売買代金の支払能力のある者としてします。

5 申込受付期間及び申込方法等

(1) 受付期間 平成22年2月22日(月)から平成22年10月29日(金)まで ※土・日・祝日を除く

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時30分まで

(3) 受付場所 花巻市花城町9番30号 花巻市役所本庁(本館2階) 花巻市総務部契約管財課

(4) 申込方法 要領等で示す申込書類を持参し、提出してください。

6 買受者（契約の相手方）の決定方法

先着順とします。ただし、同一日に複数の申込みがあった場合は、後日、くじ引きにより決定します。

7 土地売買契約の締結

買受者には、市有財産売払決定通知書により通知しますので、契約締結期限(売払決定通知日の翌日から10日以内)までに土地売買契約を締結してください。期限までに契約を締結しないときは、売払決定を取消します(ただし、分筆を要する物件の場合は、分筆後に契約を締結するものとします)。なお、契約書に係る印紙税(収入印紙代)は、買受者の負担となります。

8 売買代金の納付方法

買受者は、契約締結時に、売買代金の全額を納付するか、又は契約保証金として売買代金の100分の5以上の金額を納付し、契約締結日から30日以内に売買代金を完納してください。(契約保証金を売買代金に充当することができます。)

9 所有権移転登記等

売買代金が完納されたときに、売払物件の所有権が移転し、当該物件を現状のまま引渡すものとします。所有権移転登記は花巻市にて行いますが、その登記に係る登録免許税(収入印紙代)は、買受者の負担となります。

10 用途指定

買受者は、契約締結日から5年を経過するまでの間、本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所用の用及びこれに類する用に供することはできません。

11 その他

申込みしようとする方は、事前に現地を十分確認し、要領等の内容を承知の上、お申込みください。

なお、詳細についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

【お問い合わせ先】

花巻市総務部契約管財課市有地販売促進室(電話0198-24-2111 内線432又は230)